

令和元年 11 月 7 日

奈良県環境審議会  
会長 久 隆浩 様

奈良県環境審議会  
環境影響評価審査部会長 藤井 智康

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る  
環境影響評価準備書に対する意見について（報告）

令和元年 7 月 19 日付環政第 204 号により本審議会に諮問のあった「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設」（以下「都市計画対象事業」という。）に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、本部会において、奈良県環境影響評価技術指針等に沿って審議を行い、結論を得たので下記のとおり報告します。

記

準備書に記載された都市計画決定権者は天理市であり、都市計画対象事業の目的および内容は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市岩屋町 459 番 2 他（以下「都市計画対象事業実施区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画対象事業実施区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減する保全措置を行うことが適当である。

## 1. 総括的事項について

対象事業のうち焼却施設の焼却方式については、ストーカ式または流動床式のいずれかを選定するとされている。焼却方式が決定した際はすみやかに公表を行い、選定方式による事業実施における環境影響予測等について改めて検討し、実行可能な範囲で、適切かつ十分な環境保全措置を講じ、環境影響の低減に努めること。

## 2. 個別的事項について

### (1) 大気質について

大気質の事後調査地点については、今回準備書に示された調査地点と併せて、住民から意見のあった地点についても、偏りのないよう、十分配慮のうえ検討すること。

### (2) 景観について

施設及び煙突が出現することにより周辺の眺望景観に変化が生じることから、施設の形状・色彩等の外観については周辺環境及び景観との調和に配慮した上で決定すること。

### (3) 廃棄物等について

ア 施設の稼働により発生する廃棄物（焼却灰及び飛灰）の発生量について、組合を構成する各市町村での現在の処理による廃棄物量と比較し、概要を整理して評価書に記載すること。

イ 施設から排出される廃棄物と、施設に搬入される廃棄物を区別できるよう分かりやすい表現を用い、評価書に記載すること。

### (4) その他

廃棄物搬入車両の通行については、地元住民の要望もあることから、沿道の交通安全対策を行う等、周辺道路及び生活環境への影響をできる限り低減すること。